財 政 健 全 化 判 断 比 率 等 に つ い て

令和８年７月　総務課財政係

本町の財政健全化判断比率等は、いずれも早期健全化基準等を下回る数値となっています。

１　令和７年度健全化判断比率等の状況

⑴　健全化判断比率（「－」は実質赤字額又は連結実質赤字額がないため。）

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
比率	「－」	「－」	6.3%	15.9%
（早期健全化基準）	（13.60%）	（18.60%）	（25.0%）	（350.0%）

⑵　資金不足比率（「－」は資金不足額がないため。）

特別会計の名称	資金不足比率 （経営健全化基準）
水道事業会計 下水道事業会計	いずれも「－」 （20.0%）

２　「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年６月成立、平成20年４月施行）では、地方自治体の財政を「健全」、「財政の早期健全化」、「財政の再生」の３つの段階に区分し、段階に応じた対応を要請しています。財政の健全性を判断する指標の公表については平成19年度決算から、財政健全化計画の策定の義務付け等は平成20年度からそれぞれ適用されています。

３　健全化判断比率等について

○健全化判断比率
⑴　実質赤字比率　⑵　連結実質赤字比率　⑶　実質公債費比率　⑷　将来負担比率

○資金不足比率
（公営企業会計ごとに算定）

これらの健全化判断比率等は算定後、監査委員の審査意見を付した上で議会へ報告し、町民へ公表することとなっています。また、比率のいずれかが早期健全化基準（公営企業等にあっては経営健全化基準）以上となった場合には、財政健全化計画（公営企業等にあっては経営健全化計画）を策定し、自主的な改善努力で財政（経営）健全化を目指すこととなり、いずれかが財政再生基準以上となった場合には、財政再生計画を策定し、国等の関与による確実な財政再生が図られることとなります。

令和７年度健全化判断比率等の状況

１　健全化判断比率

⑴　実質赤字比率【早期健全化基準：13.60%・財政再生基準：20.00%】

歳出に対する歳入の不足額（いわゆる赤字額）を、町の一般財源の標準的な規模を示す「標準財政規模」で除したものです。

町の会計は、単年度において収支が均衡することが原則ですが、やむを得ず赤字が発生した場合には、その赤字を翌年度の予算で補てんする「繰上充用」を行うこととなり、翌年度においても赤字が解消できない場合は、さらに赤字が累積していくこととなります。

こうしたことから、単年度の赤字額だけではなく、歳入不足のため翌年度に繰り延べした債務や、執行すべき事業を繰り越したものを含めた赤字額（実質赤字額）を標準財政規模と比較して示すことで、その赤字の深刻さを把握しようとするものです。

実質赤字比率	＝	一般会計の実質赤字額① 標準財政規模②	＝	439,742千円 8,601,771千円	＝	5.11%（黒字の比率）　→　**「－」（算定されない）**

①　本町の一般会計の実質収支の額（実質赤字額はないが、比率の算定上、黒字額を計上する。）

②　標準財政規模とは、本町の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的な一般財源の規模を示すのもので、標準税収入額等（2,281,129千円）に普通交付税（6,320,642千円）を加算したものです。

⑵　連結実質赤字比率【早期健全化基準：18.60%・財政再生基準：30.00%】

町のすべての会計の赤字額と黒字額を合算することにより、町を一つの法人とみなした上で、歳出に対する歳入の資金不足額を、標準財政規模で除したものです。

町の会計は、地方税や地方交付税等の一般財源をその支出の主な財源としている一般会計のほか、法律で一般会計と別の会計とすることとされている特別会計（国民健康保険特別会計等）、料金収入等を主な財源としている公営企業会計（水道事業会計等）があり、これらの会計の経営（収支）状況が一般会計に与える影響を捉える必要があります。

このため、すべての会計の赤字・黒字の要素を合算し、町全体として見た収支に置ける資金不足の深刻さを把握しようとするものです。

連結実質赤字比率	＝	連結実質赤字額① 標準財政規模	＝	1,048,302千円 8,601,771千円	＝	12.18%（黒字の比率）　→　**「－」（算定されない）**

① 一般会計等の実質赤字（黒字）額に次の会計の資金不足（剰余）額を加え、本町を一つの法人として見た場合の赤字（黒字）額を表すものです。

・一般会計　　（実質収支の額　439,742千円）
・国民健康保険特別会計他（実質収支の額　152,521千円）
・水道事業会計　　（資 金 剰 余 額　283,358千円）
・下水道事業会計　　（資 金 剰 余 額　172,681千円）

※水道事業会計及び下水道事業会計の資金不足（剰余）額の算出方法：流動資産－（流動負債－控除企業債等）

⑶ 実質公債費比率【早期健全化基準：25.0%・財政再生基準：35.0%】

義務的に支出しなければならない経費である公債費や公債費に準じた経費の額について、標準財政規模を基本とした額で除したものの３カ年平均値です。

こうした、削減や先送りのできない経費の比率が高まると、他の経費を節減しないと収支が悪化し、赤字団体となる可能性が高まる（これを「財政の弾力性が低下した状態」といいます。）ことから、比率が一定水準以上になっていないかをチェックすることで、町の財政の弾力性が失われていないかを見ようとするものです。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{（地方債の元利償還金①＋準元利償還金②）－（特定財源③＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額④）}}{\text{標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金にかかる基準財政需要額算入額）}}$$

上記計算式によって求めた　令和５年度　6.57453%
令和６年度　5.57248%　の３カ年平均値は　**6.3%**
令和７年度　6.80945%

① 一般会計で過去に発行した地方債にかかる、当該決算年度中の償還（返済）額です。(1,706,668千円)

町の歳出科目（款）は「公債費」であり、任意に削減したり支払いを繰り延べできない「義務的経費」に該当します。

※繰上償還は除きます。

② 地方債の元利償還金に準する経費として当該決算年度中に支出した額です。この経費を含めることで「実質的な」公債費の財政負担状況を示しています。(300,513千円)

本町の場合、水道事業及び下水道事業等の公営企業が発行した企業債等の償還（返済）に充てるための一般会計からの繰出金が該当します。

※公債費に準する債務負担行為にかかるもの、一部事務組合等が発行した地方債の償還（返済）充てたと認められる負担金等も含まれますが、現在、本町は該当ありません。

③　地方債の元利償還金に充てた特定の財源を、公債費負担額から差し引くことができます。(87,738千円)

本町の場合、本庁舎建設事業及び広域圏組合消防庁舎建設事業に充当した地方債の償還を目的に積み立てた減債基金からの繰り入れ、普通交付税の再算定により措置された臨時財政対策債償還基金費（減債基金）からの繰り入れが該当します。

④　上記①、②の償還額等のうち、普通交付税の算定に用いられた基準財政需要額に算入された額です。(1,431,164千円)

⑷　将来負担比率【早期健全化基準：350.0%】

町の地方債残高だけでなく、例えば、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業会計の地方債の元利償還に充てるための一般会計からの繰入見込額、加入する一部事務組合の地方債の元利償還に充てるための町負担額、退職手当支給予定額のうち一般会計負担見込額、町が損失補償を付した第三セクター等の債務などを幅広く含めた当該決算年度末時点での将来負担額について、標準財政規模を基本とした額で除したものです。

この比率が高いと、標準財政規模に比べて将来の負担が大きいことを意味するため、今後の財政運営に問題が生じるリスクが高まります。

こうしたことから、比率が一定水準以上になっていないかをチェックすることによって、現在の負担だけでなく、将来の負担をも念頭においた財政運営が行われているかを見ようとするものです。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額①～⑦－(充当可能基金⑧＋特定財源見込額⑨＋地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)}}{\text{標準財政規模－(元利償還金・準元利償還金にかかる基準財政需要額算入額)}}$$

$$= \frac{19,481,617－(5,352,862＋0＋12,983,370)\text{千円}}{8,601,771－1,431,164\text{千円}} = \frac{1,145,385\text{千円}}{7,170,607\text{千円}} = \mathbf{15.9\%}$$

①　連結実質赤字額及び組合等連結実質赤字額負担金見込額：令和７年度決算で該当はありません。

②　地方債の現在高：15,846,736千円

③　債務負担行為に基づく支出予定額：令和５年度で終了しているため、令和７年度決算で該当はありません。

④　公営企業債等の繰入見込額：1,922,478千円

⑤　組合負担等見込額：平成22年度に償還終了しているため、令和７年度決算で該当はありません。

⑥　公社及び損失補償を付している第三セクター等の負債のうち一定額：該当はありません。

⑦　退職手当支給予定額の負担見込額：決算年度末時点ですべての職員が退職すると仮定した場合の退職手当所要額として算定した1,712,403千円

⑧　地方債の償還金等に今後充当可能と見込める基金：法令等に設置根拠が定められているものを除いた基金の当該決算年度末残高5,352,862千円

⑨　地方債の償還金等に今後充当可能と見込める特定財源：令和７年度決算で該当はありません。

２　資金不足比率【経営健全化基準：20.0%】

一般会計等における実質赤字に相当する公営企業会計の「資金不足額」を、公営企業の事業規模で除したものです。

この比率が高くなるほど、当該公営企業の事業規模に比して多額の累積した資金不足が発生していることになり、毎年度の事業運営だけではその解消が困難になっていきます。

なお、資金不足額の計算にあたっては、例えば水道事業等では設備へ投資しても料金収入は給水が開始する数年先になってしまうなど、構造的に発生するやむを得ない資金不足（これを「解消可能資金不足額」といいます。）もあることから、そうした額を控除することとなっています。

資金不足比率 （法適用企業）	＝	（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額 営業収益の額－受託工事収益の額					
水 道 事 業	＝	（117,552＋0－400,910）－0 千円 316,580－0 千円	＝	▲283,358 千円 316,580 千円	＝	89.5%（黒字の比率）	→ **「－」（算定されない）**
下水道事業	＝	（94,009＋0－266,690）－0 千円 145,009－0 千円	＝	▲172,681 千円 145,009 千円	＝	119.0%（黒字の比率）	→ **「－」（算定されない）**

※流動負債から控除企業債等（次年度償還予定の企業債等）を除いています。

令和６年度健全化判断比率の訂正

昨年度報告した、令和６年度健全化判断比率のうち「実質公債費比率」の算定において、地方債の元利償還金に充てた特定の財源に計上すべき「令和５年度臨時財政対策債償還基金費（17,510 千円)」が漏れておりました。これを含め再算定した結果、下記のとおり変更が生じます。

実質公債費比率 ＝ （地方債の元利償還金①＋準元利償還金②)－(特定財源③＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額④）／標準財政規模－(元利償還金・準元利償還金にかかる基準財政需要額算入額）

上記計算式によって求めた

令和４年度	8.37643%	
令和５年度	6.57453%	
	5.57248%	
令和６年度	~~5.82293%~~	

6.8%

の３カ年平均値は ~~6.9%~~

① 一般会計で過去に発行した地方債にかかる、当該決算年度中の償還（返済）額です。(1,576,623千円)

町の歳出科目（款）は「公債費」であり、任意に削減したり支払いを繰り延べできない「義務的経費」に該当します。

※繰上償還は除きます。

② 地方債の元利償還金に準する経費として当該決算年度中に支出した額です。この経費を含めることで「実質的な」公債費の財政負担状況を示しています。(255,177千円)

本町の場合、水道事業及び下水道事業等の公営企業が発行した企業債等の償還（返済）に充てるための一般会計からの繰出金が該当します。

※公債費に準する債務負担行為にかかるもの、一部事務組合等が発行した地方債の償還（返済）充てたと認められる負担金等も含まれますが、現在、本町は該当ありません。

58,705千円

③ 地方債の元利償還金に充てた特定の財源を、公債費負担額から差し引くことができます。(~~41,195千円~~)

本町の場合、本庁舎建設事業及び広域圏組合消防庁舎建設事業に充当した地方債の償還を目的に積み立てた減債基金からの繰り入れ、普通交付税の再算定により措置された臨時財政対策債償還基金費（減債基金）からの繰り入れが該当します。

④ 上記①、②の償還額等のうち、普通交付税の算定に用いられた基準財政需要額に算入された額です。(1,383,498千円)

なお、他の比率等への影響はなく、いずれも早期健全化基準等を下回る数値に変わりありません。